障生第2097号

令和５年２月24日

市町村　障がい福祉サービス等事業所

　　　　　　　　指定・指導所管課長　様

大阪府福祉部障がい福祉室生活基盤推進課長

障がい者福祉サービス等事業所における事故事案の大阪府への情報提供等について（依頼）

日頃より、本府障がい福祉行政の推進にご協力をいただき、ありがとうございます。

静岡県牧之原市の認定こども園において昨年９月に発生した死亡事故（送迎車両への置き去り事件）を踏まえて、大阪府では昨年10月から置き去り事件に限らず、実際に発生した事案の概要を公表・共有することにより、各事業所の注意を喚起し、今後の再発防止に役立てる取組みを、障がい児通所支援サービスにおいて実施しています。

こういった未然防止のための取組みの必要性は、障がい者のサービスにおいても同様であるため、上記の趣旨をご理解いただき、今後、貴市町村管内の各事業所から提出される事故報告のうち、下記のものについて、本府へも情報提供くださるようお願いいたします。

記

１　対象となるサービス

障害者総合支援法の規定による、障がい福祉サービス事業等（訪問、入所、通所、居住）

２　提供いただきたい事故事案について

(1)　死亡事案

(2)　重大事案（※）

※　重大事案について

原則、30日以上の治療を要すると医師等が判断した健康被害があった場合、その他事案の要因等を踏まえ重大と判断される場合（例：他機関による捜索活動を伴う行方不明等）

３　大阪府による公表について

・提供された事案は、その概要を大阪府ホームページで公表します。

（施設名、利用者及びその家族等が特定される情報は非公表）

・ただし、死亡事案及び重大な事案については、施設名を公表するケースも想定しています。

公表の是非については、事案発生時の状況等や貴市町村の意向も踏まえて個別に判断します。

＜問合せ先＞

担当：大阪府 福祉部 障がい福祉室

生活基盤推進課 指定・指導グループ

電話：０６－６９４１－０３５１（内線２４６２）

mail：seikatsukiban@sbox.pref.osaka.lg.jp